

平成 27 年 10 月 19 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

勤怠システムの使用方法等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

勤怠システムの使用方法、ルール、規則の周知

2 質問の要旨

1. AMANO社による勤怠システム導入にあたって、全職員に対して、どのようにして使用規則、ルール、打刻方法等の使用方法については、通知・周知したのか。

2. 1 について、その通知・周知内容について全て明らかにせよ。

（資料があれば別添されたし）

3. 勤怠システム導入にあたって、庶務担当者に対しては、特段に説明（ルール、規則の周知、使い方の理解）を資料配布、トレーニングをして、理解を深めたのか。

4. 3 について、その通知・周知、トレーニング内容について全て明らかにせよ。

（資料があれば別添されたし）

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 23 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問を実施する為、速やかに答弁せよ。）